

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人くるみ会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(会議出席報酬)

第3条 役員が理事会または議案説明のため評議員会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは次のとおり報酬を支払うことができる。

名 称	役 職	日 額
理事会または評議員会出席	常勤の理事	0 円
	非常勤の役員	4,126 円
評議員会出席	評議員	4,126 円

2 前項にかかる役員等の報酬については、一人につき各年度の総額が5万円を超えない範囲で支給するものとする。

3 理事会及び評議員会が、定款第14条第4項及び定款第28条第2項の規定による決議の省略をした場合においては、報酬を支払わないものとする。

(費用)

第4条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年6月11日から施行する。

この規程は、令和3年6月に行われる定時評議員会締結の時から施行する。